

後期フィヒテにおける国家論の転換

—人民主権の理解をめぐって—

高田 純

1 はじめに

初期フィヒテから後期フィヒテへの政治哲学の移行は大まかに個人主義的、契約論的な把握から集団主義的な把握への移行と特徴づけることができるであろう。そのばあい、問題となるのは、いかに人民主権が扱われるかである。詳しくみれば、初期の政治哲学と後期の政治哲学とのあいだには連続性とともに非連続性がある。

周知のように、初期のフィヒテの政治哲学的領域における主著は1796年の『自然法の基礎』(以下『自然法』と略記)であるのに対して、その後期の代表的な著作は1813年の『国家論』(以下『国家論』と略記)である。しかし、講義の編集に基く後者の著作においては、編集者による命名にもかかわらず、国家論の核心をなすべき国家の設立および国家構造については詳しく論じられていない⁽¹⁾。後期の著作のなかで興味深いのはむしろ1822年の『法論の体系』(以下『法論』と略記)である。この著作はとくにつぎの点で注目に値する。すなわち、それは主題的に『自然法』および中期の『閉鎖的商業国家論』に接続し、初期のこの著作の理論的な枠組を保持している。法論においては初期の主要構想——市民契約による国家の設立、統治者への権力の委譲、監督官(エフォラト)による統治者の監視、および革命の可能性——が引き継がれている。

フィヒテはすでに中期に市民契約、人民主権の諸要素を放棄してしまっているはずであるにもかかわらず、1792年の法論において初期のこれらの概念をお用いているのは奇妙に思われるかもしれない。ここにフィヒテの政治哲学の

初期から後期への複雑な展開が示されている。

2 最初期のフィヒテの政治思想

初期フィヒテの政治哲学にかんしては、すでにそこにおいて人民主権が、限定された意味で主張されていることに注意しなければならない。.

最初の政治的論文である 1793 年の『ヨーロッパ諸侯に対する思想の自由の回復要求』においてフィヒテはつぎのように主張する。国家あるいは市民（公民）社会は「その成員のあいだの契約」に基く（SW. VI, S. 81 邦訳『フィヒテ全集』哲書房、第 2 卷）。「市民社会はすべての成員の一人の成員との、あるいはすべての成員との契約に基く」（S. 13）。同時につぎのことが指摘される。市民社会は執行権を君主に委譲しなければならない。「この執行権は留保なしに全社会によって行使されうる。したがって、この権力は数人のあるいは一人の成員へ委譲される。この権力を委譲された一人の成員は君主と呼ばれる」（ibid.）。フィヒテは人民の革命権を擁護しながらも、「暴力的な革命」のコースを「国家体制の改良への」「漸次的進展」のコースから区別し、革命の失敗の「悲惨さ」を回避するために、後者のコースを望ましいとみなす（S. 5）。

1793 年の『フランス革命についての公衆の判断を正すための寄与』においてもフィヒテはつぎのように主張している。市民社会は「その成員のあいだの契約」によって設立される。「体制は、共同意志[ルソーの一般意志]なしには……、変更されない」（SW. VI. S. 109／邦訳『全集』第 2 卷）。フィヒテは、国家体制の変更にたいする人民の権利を、「失われえない人間の権利（人権）」として承認している（S. 105）。しかし、フィヒテまたはつぎのような見解に傾斜する。すなわち、「無秩序に陥らずに」人間の解放を遂行するためには、「下からの」革命よりも「上からの」改良の方がベターである（S. 44）。

3 『自然法の基礎』における国家論

初期の政治哲学的主著『自然法の基礎』においてもフィヒテはつぎのことを確認している。国家は「共同意志」に基づき「根源的契約」によって設立される。個人の意志が共同意志と一致するばあいには、個人は共同意志に従うと同時に、自分の意志に従う（SW. III. S. 104／邦訳『全集』第2巻131頁）。「たとえ私が服従するとしても、私はつねに私の意志のみに服従する」（S. 104）。「このように、個人の個人との契約によって全体が生成する。また、すべての諸個人が全体としてのすべての諸個人と契約することをつうじて、全体は完成する」（S. 204）。このような見解はルソーの見解に接近する。ルソーは、「各人が全体と結合しながらも、同時に自分自身にのみ従い、以前と同様に自由でありつづけるような連合の一形式を見出す」（『社会契約論』第1部第6章）という課題を提出した⁽²⁾。

ところで、国家の設立のための契約にかんして、フィヒテは諸個人のあいだのいわば水平的契約から垂直的契約とを区別する。後者をつうじて人民（共同意志）は統治者（君主）に國家権力（執行権）を委譲し、これに服従する（SW. III. S. 161）。このような「委譲契約」（S. 165）あるいは「服従契約」（S. 206）をつうじて狭義の国家が設立される。このような見解はルソーの見解とは異なる。ルソーは、首長と個人とのあいだの垂直的契約、つまり「服従契約（統治契約）」を厳しく拒否している。彼は諸個人のあいだの水平的契約、つまり「合一契約」のみを認めている（『社会契約論』第3部、第16章）。

フィヒテはルソーにおける直接民主制を「最も不安定なもの」「不法なもの」として厳しく批判している。そこでは、「共同体（人民）が法一般の管理について裁判官であるとともに当事者（党派）であり」（S. 159）、包括的意味での執行権（狭義の執行権と裁判権を含む）を掌握する。

フィヒテの主張の独自性は「監督官（エフォラート）」の導入にある。統治者に委譲するばあいに、統治者による権力の行使が「共同意志」に一致するかど

うか問題になる。共同体（人民）が直接に人民集会においてこの点について判断を下すことは現実的でないので、監督官を指名して、彼に統治者にたいする監視を委ねなければならない。統治者が執行権の停止、「国権停止 Staatsinterdict」の命令を拒否するばあいには、このことは、「監督官によって宣言された共同意志に対する反抗、反逆」を意味する（S. 172）。そのさいに人民集会が招集されて、統治者が不当であるとの判断が下されるならば、統治者は解任され、革命が生じる。このような間接的で限定された意味で人民は革命権を保持する。

フィヒテの見解によれば、「正当な（合法的な）rechtmäßig 国家体制」は、広義の執行権から分離された監督官を含む体制である（S. 160）。これに対して、専制と（直接）民主制は「不当（不法）unrechtmäßig」である。フィヒテは、「国家体制」を「統治体制」から区別し、後者に君主制、共和制および貴族制を含める（S. 163, S. 286）⁽³⁾。フィヒテは共和制を無条件で高く評価しているのではなく、むしろ君主制への道を目指す（S. 163, S. 287）。

1800 年の『閉鎖的商業国家論』は初期から中期への移行段階に位置し、『自然法』の諸原理を政策として具体化したものであるが、前者の著作においても契約論が維持されている。つぎのようにいわれる。国家は一方では諸個人のあいだの水平的な契約によって、「万人の万人との契約」によって設立されるが、他方では国家と個人とのあいだの垂直的契約によって設立される（SW. III. S. 402）。しかし、この著作においては、国家優位への新しい傾向が登場する。国家は諸個人の現実的生活を保障するために、経済を計画に従って厳密に統制しなければならないとフィヒテは強調する。

4 中期フィヒテにおける政治哲学

中期のフィヒテにおいては、知識学が自我優位の立場から絶対者優位の立場に転換する。フィヒテの政治哲学はこの転換に連関してどのように変化するであろうか⁽⁴⁾。この時期においては、フィヒテはいかなる体系的な政治哲学をもっていない。しかし、少なくとも、フィヒテはこの時期に、原子論的な国家観を

放棄していたことは確認できる。このことは契約論的な国家観の放棄を事实上意味する。

同年の1800年の『人間の使命』においてフィヒテは、「無限的意志」、神的意志がすべての個人を「精神的世界」において結合する、と主張する（II. S. 299, S. 301／邦訳『世界の名著』フィヒテ・シェリング、229、231頁）。しかし、いかにして無限な意志が「眞の国家」（S. 273f.／205頁）のなかに現れるかは明らかにされていない。

中期の1804-05年の『現代の根本特徴』においてはつぎのようにいわれる。国家は諸個人に基づいているのでもなく、彼らから「合成」されるのでもない（VII. S. 146／邦訳『全集』第15巻、150頁）。このようにして契約論は事实上放棄される。

『現代の根本特徴』においては、フィヒテは世界史的な展望から、国家を3つの段階に区別する。最初の段階の国家においては、支配階級と被支配階級者のあいだの「絶対的不平等」が生じる（S. 150）。支配者は、被支配者を自分自身の利己的な目的へ従属させる。第2段階の国家においては形式的な平等、「万人の権利としての権利の平等」が生じる。「各人の目的が保障されており、だれもこのような目的の達成を妨害してはならない」（S. 151）ということになる。

この国家においてもすべての個人がその私的目的を追求することが容認されているかぎり、利己主義がなお残存している。第三段階の国家、「絶対的国家」は万人の実質的平等、万人の「権利と能力（資産）の平等」を可能とする。それはすべての個人の法的権利を保障するだけでなく、社会的、経済的生活における彼らの現実的権利をも保障する。すべての成員はその力を国家の全体目的へ向け、この目的のために「積極的に」、自発的に貢献することによって、利己主義が克服される。諸個人の全体への統合は成員の実質的平等の保障と緊密に結合している。それによれば、国家は万人の形式的平等だけでなく、実質的平等をも保障する。

5 初期の国家論の修正

フィヒテは後期の1812年の『法論』においては国家についての初期の基本諸概念を吟味する。彼は一方で初期のモデルに従って、つぎのことを再確認する。国家権力は「万人のあいだの契約」、「国家市民契約」によって生じる（SW. X. S. 515）。フィヒテは他方ではつぎのように主張する。統治は一人の人物あるいは数人の人物に委譲されなければならない。フィヒテはつぎのように直接民主制を批判する。「統治は共同体のなかの人物に委ねられなければならない。純粹な民主制はけっして法（正当な）体制 Rechtsverfassung ではない」（S. 628）。

『自然法』においては、統治する人物と監督官とが対立したばあいに、監督官が国家権力の行使を中断し、人民集会を招集し、人民の判断を求めるといわれたが、『法論』においてはこのことにかんしてつぎのようにいわれる。「そのばあいに根底にある法的諸原理は全く正当である」（S. 632）。「人民の判断が形式的には正しいことは証明されている。しかし、実質的にはどうであろうか」（S. 633）。人民が監督官によって招集されて、集会を開き、統治者を解任するばあい、革命が生じる。しかし、革命のコースはある大きな危険を秘めている（S. 634）。そのためにフィヒテはつぎの点に注目する。人民が陶冶されるまでは、監督官は機能しえない。「監督官の実現は……遂行されない⁽⁶⁾。というのは、人間は全体においてはむしろあまりにも劣悪であるからである。しかし、全体において改善され、監督官が目立つことなく必要とされるような体制が生じることである」（S. 633）。

フィヒテが望ましいとみなすのは、統治者が監督官の警告に傾聴するよう陶冶されることによって、監督官が「それとなく」機能することである。しかし、フィヒテはこの第2のコースに対しても悲観的である。そこで、彼は別の道を求める。最もよく陶冶された人物に国家権力を委譲すること、あるいは、すでに統治している人物を正当な意志とするという道である。「国家問題のためには、二つの解決方法がある。すなわち、1) 法の私的意志に支配権を与えるか、

あるいは、このことが不可能であるとすれば、このような意志に最も近い者に支配権を与えることである。最善の者が支配すべきである。2) あるいは反対に、そのばあい事実的に支配している私的意志を正当な意志とし、それに最も近い意志とすることである。支配者が最善のものになるべきである」(S. 629)。

しかし、フィヒテはこの問題を別なようにも説明している。「したがって、課題は、共同的意志とは別なものが不可能な意志を見出すことである」(S. 628)。さらに「現実的意志は諸人格のなかにのみにある。したがってわれわれの課題は、特定の諸人格の意志をこのような意志とすることである(ibid.)。「誰かがかつてその民族の最も正当なものとして民族の支配者であるということが生じる。」「このような歴史的な見通しにおいてのみ、支配の根源は詮索されえない。われわれは自分に従わなければならない」(S. 635)⁽⁶⁾。このような見解によれば、根源的契約は形骸化されてしまうであろう⁽⁷⁾。

けつきょくフィヒテはつぎのような結論に到達する。正当な国家は「神的な世界統治」に従って、正当なものに陶冶された人物によって統治されなければならない。「したがって、法を構成するという課題、……その時代と人民の最も正当な者をその支配者とするという課題は人間の自由によっては解決されない。したがって、課題は神的な世界支配に向けられる」(S. 635)。

『国家論』においては、フィヒテはキリスト教的な「神義論」の立場から、理性国家を「地上における天国」とみなす。フィヒテにとっては世界史において人間に対する神の関係は人間の人間に対する関係に基づく。古代世界においては神は絶対的な恣意をもって、人間を支配していたために、不平等が社会においても生じた(SW. IV. S. 521, S. 529)。しかし、キリスト教の後に新しい原理が現れた。神はすべての社会におけるすべての人間の自由と平等を保障する。「したがって、キリスト教は自由と平等の福音書である。……[ここでは] すべての支配、市民的不平等の廃棄〔が生じる〕」(S. 523)。

6 国家における人民の強制と陶冶

ショトキーはフィヒテの『法論』の中に「民主主義的傾向からの」離反、「精神の貴族主義への転換」⁽⁸⁾を見出す。しかし、このような性格づけは大まかすぎると思われる。すでに触れたように、フィヒテは一方では初期の『自然法』においてすでに人民主権を限定された意味で理解している。また彼は他方で後期の『法論』においては人民主権を少なくとも「形式的」には肯定している。人民主権の評価におけるこのような変化はかなり複雑である。人民主権がどこまで実現可能であるかは、人がどこまで政治的および現実的に陶冶されるかに依存する。フィヒテは初期以来、理性国家の設立が人民の陶冶と結合していることに着目している。

1793年の『フランス革命』においてはフィヒテをつぎのように考えている。「国家体制の唯一の最終目的」は「自由への陶冶」にある。国家の最終目的が完全に実現されうるならば、国家は不要となるであろう。よき体制は「おのずから消えゆく1本のローソク」である（SW. VI. S. 103／邦訳『全集』第2巻）。1794年の『学者の使命』においてもつぎのようにいわれる。国家は自分自身を完成することによって「余分」となり、「自分自身の否定」へ向かう（SW. VI. S. S. 306）。

しかし、『自然法』においては国家の自己廃棄の説は背後に退く。国家は倫理から鋭く分離され、強制機構と特徴づけられる。そこでは諸個人は自分たちの権利を相互に保障するために、自分たちの外的自由を相互に制限しなければならない。フィヒテは、国家は市民のあいだの契約によって設立されると主張しながらも、国家の能動的な扱い手として人民が陶冶される可能性にかんしては、楽観的な立場には立たない。したがって、国家は、人民を陶冶するという課題を自分に課題さなければならない。

中期に属す『ドイツ同胞への呼びかけ Reden an die deutsche Nation』（1808年）においてフィヒテは、国家の基本目的はたんなる統治にあるのではなく、

国民の陶冶にあると主張する。「すべてのことから生じることはつぎのことである。すなわち、国家は、通常の平和的な道を進んでいく人間精神をたんに支配するかぎりでは、第一のそれ自体で存在するものではない。国家は、永遠に一様に進んでいく民族における純粹に人間的なものの陶冶というより高次の目的のための手段にすぎない」(SW. VII. S. 392)。ここでは国家と倫理とのあいだの分離が廃棄される。

1812年の法論においても同様に、国家の陶冶機能が強調される。つぎのようにいわれる。国家の究極目的は「倫理的自由」である。国家は強制装置であるだけではなく「万人の自由への陶冶のための装置」でもある (SW. X. 540)。フィヒテは国家の自己廃棄についての初期の見解をここで確証する。国家は万人を政治的および現実的に陶冶するばあいには、自分自身を廃棄してしまう。「国家は自分自身の廃棄へ向かう。というのは、国家の究極目的は、倫理[である]からである」(S. 542)。

『国家論』においてはこのことがいっそう明確にされる。国家における「強制機構」と陶冶機構とが相互に結合している。「法の洞察へ陶冶されることと結びつかなければ、いかなる強制も存在しない」(SW. IV. S. 437)。フィヒテは結局つぎのような結論に到達する。国家は「理性の国」(倫理的、宗教的な国)の設立のための手段として妥当するにすぎず (S. 496)、この国が実現されるばあいは、すべての強制はなくなってしまう (S. 591)。

7 強制国家、陶冶国家、福祉国家

フィヒテが構想した国家は強制国家、陶冶国家、福祉国家という三重の性格をもつ⁽⁹⁾。国家は強制をつうじてその成員を自由へ陶冶し、彼らに現実的権利と福祉を保障する。フィヒテは思想の歩みをつうじて国家の強制的な性格を強調しながらも、国家は諸個人の権利と福祉の不可欠な基盤であること明確にしていく。フィヒテの見解によれば、国家の強制は成員の権利と福祉とは対立しない。

福祉国家の構想はすでに『自然法』のなかに見出される。この初期の著作においてつぎのようにいわれる。各人生活への権利をもつが、この権利は労働への権利と結びついている。国家は、個人が生きていくための権利を与える。各人が労働によって生きていくことができず、貧困におちいるばあいには、国家は彼らを扶養しなければならない。ところで、各人は生活と労働に対する権利をもつだけではなく、労働の義務をももつ。「上述の命題によれば、いかなる貧困も存在すべきでもないが、それと同様に、ここでの命題によれば、理性的国家においてはいかなる怠者も存在すべきではない」(SW. III, S. 214)。

このような思想は『閉鎖的商業国家論』において具体化される。この著作は「法哲学への付録」すなわち『自然法』への付録として執筆された。そこではフィヒテは、国家のおもな役割を「各人にその人格的な権利と所有を保障する」ことに求める近代において支配的な自由主義的国家観を「あまりに狭い」と批判する(SW. III, S. 399)。フィヒテの見解によれば、いかなる人間も「地上において人間的に生き」、少なくとも「快適に生きる」という権利主張を行う(402, 420)。このような福祉国家を実現するためにフィヒテは厳密な計画経済を提案する。国家ためには国家による厳密な統制が必要になる。なお、フィヒテは国家の強制的な性格を強調しながら、『閉鎖的商業国家論』においても契約論的なモデルに従って、つぎのように主張する。国家は「万人の万人との契約によって設立される」(S. 401f.)。中期の『現代の根本特徴』においても実質的平等についてつぎのようにいわれる。絶対国家は形式的な法的権利を保障するだけではなく、実質的権利を保障しなければならない(SW. VII, S. 151)。

1812年の『法論』は『自然法』の理論的枠組をだけでなく、『閉鎖商業国家論』以来の社会的、経済的政策をも継承している。『法論』においてつぎのように主張される。「これらの労働すべての目的は、生きることができるためのものである。すべては各市民にとって、労働によってこの目的を達成するためのものである」(SW. X, S. 533)。同時につぎのことが強調される。市民は国家から権利と福祉の保障を獲得するために、国家に貢献しなければならない。「各人がそもそも権利を得るのは、各人は国家の設立と永遠の維持のために貢献することに

よってである」(ibid.)。

引用について

フィヒテの著作の引用は基本的に Hrsg. v. I .H. Fichte: Johann Gottlieb Fichtes sämmtliche Werke [SW. と略記] に基づき、巻数をアラビア数字で示し、続けて邦訳『フィヒテ全集』哲書房の頁を挙げる。多くの場合に邦訳に SW 版の頁が示されているが、そうでないばあいにかぎり、該当箇所の邦訳の頁を示す。

注

- (1) この論稿は講義に基づくが、もともとは国家論を主題としたものではない。フィヒテ自身はこの講義を広告のなかで「応用哲学のいくつかの内容にかんする講義」と特徴づけたにもかかわらず、最初の編集者が「国家論」と名づけた(SW. IV, XXV)。内容的にはむしろ宗教が中心になっている。
- (2) ルソーは『社会契約論』のなかでつぎのように述べていた。「臣民はこのような合意に従うかぎり、だれにも服従せず、自分の意志にのみ服従する」(第1篇、第4節)。「結合作用は公共と個々人との相互の約束を含む。それぞれの個人はいわば自分自身と契約しているのであるから、二重の関係において——主権者としての個々人に対して、および国家の一員として主権者に対して——約束している」(第1篇、第7節)。
- (3) ルソーは、「一般意志」に基づく政体を「共和制」と呼んだ。彼は政体の形態と統治の形態とを区別する。彼は民主制と並んで、貴族制、君主制、および混合制を統治形態として認めている。これらの統治形態は民族の状態に応じてさまざまでありうる。
- (4) 個人に対する全体（共同体）の優位の立場はすでに 1798 年の『道徳論の体系』に現れる。この著作は『全知識学の基礎』の応用として『自然法の基礎』(1796 年) と姉妹書をなすが、2 年間に立場の微妙な変化が生じ

る。この変化については、拙著『実践と相互人格性——ドイツ観念論における承認論の展開』(北海道大学図書刊行会、1997年、197頁以下、を参照。

- (5) シュルツ (H. Schulz) 編集の版では〈ausführbar〉は否定形の〈unausführbar〉に変更された。
- (6) 同様の傾向は後期カントの見解にも見出される。『道徳形而上学』(フィヒテの『自然法の基礎』の1年後の1797年に出版)においてはつぎのようにいわれる。「最高権力の根源は、それに従う人民にとっては実践的な点では詮索できない。」「この権力への服従のまえに現実の契約が……事実としてそもそも根源的に先行していたのかどうか、あるいは権力が先行していたのかは、まったく目的として空虚なものであり、国家を危険に陥れる屁理屈である」(Akademie-Ausgabe, Bd. 6, S. 318)。人民は「現存の立法権力に、その根源がどのようにあれ、服従しなければならない」(S. 319)。
- (7) ショトキー (Richard Schottky) は、彼が新たに編集した『法論』の序論においてフィヒテの見解をつぎのように批判する。「人民全体は共同意志の担い手として主権的であり、またそうあり続けることについてはもはや少しも語られない。たしかに、〈統治は委譲されなければならない〉という定式が立てられるが、これは、統治を構成する契約と同様に仮構的なものとし妥当すべき〈根源的な〉契約に類する。今やフィヒテは本来の主権、國家の主権を君主および諸君主に認める」(J. G. Fichte: *Rechtslehre*, Felix Meiner, PhB. 32b, XXX-XXXI)。
- (8) Schottky, Ebenda. XXX III
- (9) フィヒテにおける法國家、福祉国家、陶冶国家の関係については以下の論稿を参照。Georg Geismann, »Fichtes Aufhebung des Rechtsstaats: in Fichte-Studien«, Bd. 13, 1991, Richard Schottky: *Rechtsstaat und Kulturstaat bei Fichte*, A. a. O. 高田純「国家における自由と陶冶」日本フィヒテ協会編『フィヒテ研究』第9号、2001年、晃洋書房。

注記

本文のドイツ語版は以下の表題で国際フィヒテ協会の論集に掲載された。この論集は、2003年10月14~21日にドイツのミュンヘン大学において開催された国際フィヒテ学会における報告に基づく。Makoto Takada: Zur Umwandlung der Staatslehre des späten Fichte, in *FICHTE-STUDIEN*, Bd.29 (Praktische Philosophie in Fichtes Spätwerk), Hrsg. v. Günter Zöller/Hans Georg von Manz, 2006.ドイツ語版においては本稿の注4が割愛されている。